田上町いじめ問題再調査委員会調査報告書の提言に対する施策について

令和８年２月 24 日、田上町いじめ問題再調査委員会の調査報告書による提言を受け、従前からの取り組み、いじめ問題調査委員会の提言を受けての取り組み、いじめ問題再調査委員会の提言を受けての取り組みについて整理・検討し、次のとおり再発防止のための施策を行います。

（１） 教職員における人権尊重の理念の理解・体得

【提言の要点】

①教職員の人権感覚、教育的言動の在り方に関する継続的な研修を制度化すべきである。

②不適切な言動が確認された場合には、学校が組織として迅速に事実確認を行い、必要に応じて謝罪や再発防止策を講じる体制を明確にすることが求められる。

【提言に対する施策】

ア　従前から行ってきた前記提言の要点②の取り組み

毎年実施している児童生徒に対する体罰及び不適切な指導等の実態調査により、体罰及び不適切な指導の有無を確認しています。不適切な指導があった場合は校長が事実を確認し必要に応じた指導及び対応を行ってきました。

イ　いじめ問題調査委員会の提言を受けての前記提言の要点①に関する取り組み

令和６年２月の田上町いじめ問題調査委員会の調査報告書を受け、教員の指導力・人間力の向上を図るため、授業力向上研修、生徒指導研修、人権教育、同和教育研修を各学校の研修計画に位置づけるよう指導を行ってきました。

また、田上町立学校等の教職員が研修や授業研究、情報交換を行う田上町教育研究協議会において、人権教育やいじめをテーマとした研修会を開催しました。

今後も教員の指導力・人間力の向上に向け、研修の開催を指導していきます。

ウ　いじめ問題再調査委員会の提言を受けての前記提言の要点②に関する取り組み

田上町いじめ問題再調査委員会の報告書を受け、不適切な言動が確認され学校から教育委員会へ報告があった場合は、学校及び教育長、教育委員会管理指導主事だけで対策を検討するのではなく、学校及び教育長、管理指導主事に加え、教育委員会事務局長、局長補佐、学校教育係長が情報を共有し、謝罪や再発防止策などの対策を組織的に検討できる体制を整えていきます。

（２） 「いじめ」と「重大事態」の正確な理解と組織的な対応

【提言の要点】

①ささいな兆候であっても直ちに「いじめの疑い」として積極的に認知する姿勢が不可欠である。

②学校と教育委員会が密に連絡を取り合い、どの時点で「いじめ」として認知するのかを正確に記録し、組織として透明性と一貫性のある対応をとることが求められる。

③いじめを認知した後は、教育委員会に報告し、連携を取りながら、対象児童生徒が安心安全に学校に通えるよう、対象児童生徒の要望を踏まえ、組織的な対応を行うことが必要である。

④「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から、学校と教育委員会が連携して調査を実施するという姿勢を徹底すべきである。

⑤重大事態が発生した際に適切な対応をとることができる体制を平時から整えておくことが必要である。

【提言に対する施策】

ア　従前から行ってきた前記提言の要点①の取り組み

以前から児童生徒の学級生活への満足度や意欲、人間関係の状況などを把握するための心理検査であるQ-U調査を小学３年生から中学３年生を対象に年２回実施するとともに、心の相談アンケートや教育相談を実施してきました。

イ　いじめ問題調査委員会の提言を受けての取り組み

(ｱ) 前記提言の要点①に関する取り組み

Q-U調査や心の相談アンケート、いじめに関する道徳授業や学級指導を実践し、認め合い支え合う集団づくりに努めるよう指導するとともに、Q-U調査の対象を小学２年生から中学３年生までに拡大しました。

また、Q-U調査やアンケート調査結果については、学級担任のみが確認するのではなく、学年主任等を交えた複数人で確認し、ささいな兆候を捉えることができるよう指導を行っています。

今後もQ-U調査やアンケート調査、教育相談等を実施するとともに、複数人で点検を行うよう指導を行っていきます。

(ｲ) 前記提言の要点②に関する取り組み

「新潟県いじめ対応総合マニュアル（小・中学校編）」を参考に、いじめの疑いの有無、その判断理由、重大事態の疑いの有無を記載する「第１次判断記録」（記録用紙①-2）を定め、いじめ及び重大事態の判断ができるよう改めました。

今後は、これらの情報を学校と教育委員会が共有することで、一貫性のある対応ができるよう努めていきます。

(ｳ) 前記提言の要点③に関する取り組み

いじめの認知並びに対応についての報告、報告用書式の保存先並びに運用の注意等をまとめた「いじめの報告書について」の文書を毎年４月に教育委員会から学校へ発出し、いじめの認知、事実確認、教育委員会への報告等について確認しています。

(ｴ) 前記提言の要点⑤に関する取り組み

令和８年度当初予算に調査委員会を開催するための経費（初回～３回分）を予算計上し、重大事態発生時に速やかに調査委員会が開催できるよう予算を確保しました。

今後、調査委員会が組織され、４回以上調査委員会の開催が必要になった場合は、補正予算により対応していきます。

ウ　いじめ問題再調査委員会の提言を受けての取り組み

(ｱ) 前記提言の要点③に関する取り組み

学校から教育委員会へ報告があった場合、教育委員会の担当者だけではなく、学校教育係全員が情報を共有し、組織的に対策を検討できる体制を整えていきます。

(ｲ) 前記提言の要点④に関する取り組み

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」､「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い」の段階から重大事態との認識のもと調査を実施できるよう、今年度中に田上町いじめ防止基本方針を改定します。

※　田上町いじめ防止基本方針「第 4 重大事態への対応」(1) 重大事態、(イ)「いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合」を「いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認められる場合」に改定します。

（３）　記録の整備

【提言の要点】

①「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。

② 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくこと。

【提言に対する施策】

いじめ問題調査委員会の提言を受けての前記提言の要点①②に関する取り組み

新潟県いじめ対応総合マニュアル（小・中学校編）を参考に、「生徒指導対応記録」（記録用紙①-1)、「第 1 次判断記録」（記録用紙①-2)、「第 1 回学校いじめ対策組織会議録」（記録用紙②)、「対応メモ」（記録用紙③)、「第 2 回学校いじめ対応組織会議録」（記録用紙④）等、記録様式のフォーマットを定め、記録、報告、保存方法を統一しました。また、いじめの認知並びに対応についての報告、報告用書式の保存先並びに運用の注意等をまとめた「いじめの報告書について」の文書を毎年４月に学校へ発出し、いじめの認知、事実確認、教育委員会への報告等について確認しています。

（４）　不登校生徒への支援体制の再構築

【提言の要点】

本人や保護者の希望に寄り添いながら、学校・医療・福祉で連携して、居場所支援やオンライン学習を含めた柔軟な支援策を講じる必要がある。

【提言に対する施策】

ア　従前から行ってきた前記提言の要点の取り組み

(ｱ) 昭和 53 年度から障害又は発達に課題のある児童及び生徒の適切な就学を図るため教育支援委員会を設置し、教育・医療・福祉が連携し、本人や保護者の希望に寄り添いながら、通常学級、特別支援学級又は特別支援学校等、本人の適性にあった就学につながるよう支援を行ってきました。今後も、適正な就学を図るため、教育支援委員会を継続していきます。

(ｲ) 平成 10 年度から田上中学校内に適応指導教室を設置し、不登校で学校生活に適応できない児童生徒へ支援を行ってきました。令和８年度からは羽生田小学校内に通級指導教室を設置し、軽度の障害がある児童に対し定期的に個別の指導を行っています。

イ　いじめ問題再調査委員会の提言を受けての取り組み

令和９年度までに田上小学校内にスペシャル・サポート・ルームを設置し、児童生徒の居場所づくりに努めていきます。

（５）　スクールロイヤーの適切な相談活用

【提言の要点】

①「学校や教育委員会としてどのような対応をすべきか」という全体像を踏まえた助言が得られるようにすべきである。

②事案の経過や関係者の主張、既存資料から確認できる事実などを整理し、学校や教育委員会の予断や先入観が混入しないように精査をすべきである。

【提言に対する施策】

前記提言の要点①②に関する取り組み

学校や教育委員会の対応について、法律相談が必要な場合は、積極的にスクールロイヤーによる相談を活用していきます。また、相談する際は、スクールロイヤーから適切な助言が得られるよう、事前に正確な事実を把握するとともに、予断や先入観が混入しないよう相談内容を精査し対応していきます。

（６）　児童生徒の安心・安全な学びの保障

【提言の要点】

①「ここなら頑張れる」、「ここにいてもいい」と感じられる居場所を、学校が責任を持って保証していかなければならない。

②定期的にいじめ予防教育を実施し、生徒一人ひとりに「いじめはどのような形でも許されない」という理解を確実に浸透させる必要がある。

③自らの客観的な学力を正しく認識し、課題意識をもって学習を進めていけるよう、学校と生徒・家庭との間で適切なコミュニケーションをとり、その過程で、児童生徒が「困り感」を抱いている様子が見られれば、それをすくい上げ、支援につなげていくことが大切である。

④転入直後の生徒や、新しい環境への適応に困難を抱える児童生徒については、単に受け入れるだけでなく、その不安や戸惑いに親身に向き合い、安心して相談できる支援的な関わりを日常的に行う体制の整備が不可欠である。

【提言に対する施策】

ア　従前から行ってきた前記提言の要点①の取り組み

平成 10 年度から田上中学校内に適応指導教室を設置し、不登校で学校生活に適応できない児童生徒へ支援を行ってきました。令和８年度からは羽生田小学校内に通級指導教室を設置し、軽度の障害がある児童に対し定期的に個別の指導を行っています。

イ　いじめ問題調査委員会の提言を受けての取り組み

(ｱ) 前記提言の要点②に関する取り組み

いじめ問題調査委員会の調査報告書を受けて、「自分とは違う考えを尊重し支え合う学級活動」、「いじめに関する道徳授業」を実践し、認め合い支え合う集団づくりに努めるよう校長へ指導を行いました。今後も定期的に生徒指導研修を開催し、「いじめをしない・許さない」という意識を醸成していきます。

(ｲ) 前記提言の要点③に関する取り組み

Q-U 調査や心の相談アンケート、教育相談を通して、児童生徒個々の状況や児童生徒同士の関係性を把握するとともに、生徒に困り感がある場合は、家庭と共有し支援につなげています。

(ｳ) 前記提言の要点④に関する取り組み

転入生の情報があった時点で当該校の校長間で情報を共有し、校長の了解のもと担当者同士で、転入生に関する情報を確認するとともに、校内で情報共有し、記録に残すことを徹底するよう指導を行いました。今後も、転入生や環境への適応に困難を抱える児童生徒が、安心して相談できる体制を整えるよう指導を行っていきます。

ウ　いじめ問題再調査委員会の提言を受けての前記提言の要点①に関する取り組み

令和９年度までに田上小学校内にスペシャル・サポート・ルームを設置し、児童生徒の居場所づくりに努めていく予定です。

以上